令和５年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和５年４月１日から同年８月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、９件（１０名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［１］ | １［０］ | １［１］ | ０［０］ | ３［ ２ ］ |
| 支援学校 | ０［３］ | １［０］ | ０［０］ | ０［０］ | １［ ３ ］ |
| 中学校 | ０［０］ | １［０］ | ３［１］ | ０［０］ | ４［ １ ］ |
| 小学校 | １［１］ | １［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ２［ １ ］ |
| 合　計 | ２［５］ | ４［０］ | ４［２］ | ０［０］ | １０［ ７ ］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［１］ | １［０］ | ４［１］ | ０［０］ | ６［ ２ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［ ０ ］ |
| 公務外非行関係 | １［３］ | ２［０］ | ０［１］ | ０［０］ | ３［ ４ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［１］ | １［０］ | ０［０］ | ０［０］ | １［ １ ］ |
| 合　計 | ２［５］ | ４［０］ | ４［２］ | ０［０］ | １０［ ７ ］ |

（１）一般服務関係…５件（６名）

①職務専念義務違反…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教頭（６３歳）『減給１月』

　　　令和２年４月から令和５年２月までの間、喫煙などのため、勤務時間

に１日１５分程度、合計約５８０回、約９０時間、職場離脱を行った。

②生徒への暴行等…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（３９歳）『減給１月』

　　　令和５年５月、生徒の頬を叩く、胸ぐらをつかんで引っ張る暴行などの

行為をした。

　[管理監督責任]

　　　校　長（５９歳）　厳重注意

③生徒らへの性的な言動等…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３４歳）『停職３月』

令和２年９月から令和４年１１月にかけて、勤務校の生徒１２名に対し、

SNS等で性的な言動等私的なやりとりを含むメッセージを合計７３７回送

信した。

　　　また、校内で複数の女子生徒に誕生日プレゼントを渡したほか、女子生

徒に拒まれたにも関わらず、筆箱を触るなどした。

[管理監督責任]

　　校　長（５８歳）　訓　　告

元校長（６１歳）　厳重注意

④学校内での常習盗撮…１件（１名）

・　市立小学校　男性講師（２５歳）『免職』

　　　令和５年６月上旬から下旬にかけて、担任するクラスの複数の女子児童

の衣服の中をスマートフォン等で盗撮したほか、女子児童が着替える様子

を盗撮した。

　[管理監督責任]

　　　校　長（５０歳）　訓　　告

⑤不適正な事務処理等…１件（２名）

・　市立中学校　男性教　　頭（５２歳）『減給６月』

市立中学校　男性事務職員（３３歳）『減給１月』

　　　教頭は、令和３年７月、学校への寄付金を受けたが、必要な手続や帳簿

の作成を怠ったまま、その一部を費消した。また、所属教員の指導監督を

怠り、教員らによる旅費の不正受給や不適正な管理を招いた。さらに、平

成29年度から令和３年度にかけて、虚偽の出張申請を行い旅費を不正に受

給した。

　　　事務職員は、教員から提出された出張申請書の未記入箇所に、事実確認

することなく代筆で追記して旅費の手続きを進めた。その結果、教員らが

旅費を不正受給するなどした。また、学校の口座に支給された旅費を不適

正に管理したほか、請求書等の証憑資料を適切に保管しなかった。

（２）公務外非行関係…３件（３名）

①ストーカー規制法違反…１件（１名）

・　市立小学校　女性教諭（５１歳）『停職６月』

　令和４年６月、SNSで被害男性に多数のメッセージを送信する等を行い、

ストーカー規制法違反で逮捕された。

　また、同月、通院していた医院の入口ドアガラスを足で蹴り、破損させ

た。

　　②盗撮…１件（１名）

　　　・　府立支援学校　男性非常勤講師（６５歳）『停職６月』

　　　　　　令和５年４月、電車内において、自身のスマートフォンで、正面に座る

女性の全身及びスカートの内側を盗撮した。

　　③窃盗等…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性教諭（４５歳）『免職』

　　　　　　令和４年９月、学校内で他の教諭３名の机等から文化祭費の現金合計

　　　　　３５，０００円を盗んだほか、同年１１月、同僚のリュックから、現金

　　　　　を盗もうとした。また、令和２年１１月から令和３年１１月のうち、合計

　　　　　６月、認定外の自動車通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

　なお、他の教諭３名については、現金管理の方法が不適切だった。

　　[管理監督責任等]

　　校　長（５４歳）　訓　　告

教　諭（３３歳）　訓　　告

　　教　諭（２８歳）　訓　　告

　　　　　　 教　諭（２７歳）　訓　　告

（３）交通法規違反等…１件（１名）

①酒気帯び運転…１件（１名）

　・　市立中学校　男性教諭（２９歳）『停職６月』

　　　　令和５年４月、飲酒し自家用自動車内で仮眠をした後、約２㎞運転し

た。その後、路上駐車して車内で眠っていたところ、駆けつけた警察官に

職務質問され、酒気帯び運転の容疑で現行犯逮捕された。

３　府教委の主な取組み

○　令和５年４月から７月にかけて、「府立学校新任校長（教頭）研修」、「小・中学校新任校長（教頭）研修」及び「市町村教育委員会人事担当者会議」等を実施し、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示又は指導・助言するとともに、府教育庁が作成した「不祥事予防に向けて≪チェックリスト≫」等を活用した校内研修等の実施を指示した。

〇　令和５年７月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設けた。

また、性犯罪・性暴力等について、令和５年６月の刑法改正、法律・条例等での禁止行為や罰則等、懲戒処分等の対象になる場合の例示を示し、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとることが必要であると明記し自律を求めた。

　○ 盗撮、児童買春、児童に対するわいせつ行為等の事案が多数生起していることを踏まえ、新たに校長・准校長を対象に、不祥事に係る心理的背景や心理的アプローチ、校内研修等の方法など、不祥事につながる行動を抑止することを目的とした心理学等の専門家による研修会を令和５年１０月から１１月にかけて実施する予定。